

福岡県医第434号(地)
平成20年 5月16日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部改正について」の送付について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局総務課より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありました。

さて、健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部改正については、平成19年厚生労働省告示第349号をもって公布され、平成20年4月1日から施行されたところであります。

本指針の改正の趣旨は、医療保険者にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられ、平成19年4月に厚生労働省健康局において、健診・保健指導の基本的な在り方について、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」をとりまとめたことを踏まえ、健康増進事業実施者が行う健康診査等に共通する内容について、改正を行うものとされています。

改正点は、新旧対照条文に示されたとおりで、（1）メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の内容を追加、（2）精度管理について具体的な方法等を追加、（3）具体的な例示の追加などの規定の整備であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

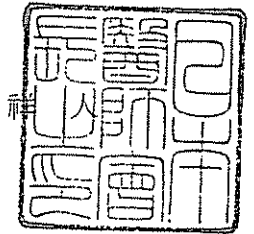
小郡三井医師会より

担当理事 名取一幸
廣瀬真恵
会長 丸山 泉

日医発第185号（地Ⅲ48）
平成20年5月13日

都道府県医師会
会長 殿

日 本 医 師 会
会長 唐 澤



「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部改正について」の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部改正につきましては、平成19年厚生労働省告示第349号をもって公布され、平成20年4月1日から施行されたところであります。

別添のとおり、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長より、各都道府県等衛生主管部（局）長宛に「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部改正について」の通知がなされ、併せて本会に対しましても、周知方依頼がありました。

本指針は、医療保険者にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられ、厚労省健康局において「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」がとりまとめられたことを踏まえ、健康増進事業実施者が行う健康診査等に共通する内容について、改正がなされたものであります。改正点は、新旧対照条文に示されたとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健習発第0331005号

平成20年3月31日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局総務課

生活習慣病対策室長



健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針
の一部改正について

健康増進法（平成14年法律第103号）第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部改正については、別添1のとおり、平成19年厚生労働省告示第349号をもって公布し、平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、これについて、別添2のとおり、都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長あてに通知を発出しましたので、御送付いたします。

つきましては、貴会関係者への周知に御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。



健習発第0331004号

平成20年3月31日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課

生活習慣病対策室長

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針
の一部改正について

健康増進法（平成14年法律第103号）第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「指針」という。）の一部改正については、平成19年厚生労働省告示第349号をもって告示され、平成20年4月1日から適用することとされたところであるが、その内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知に御配慮願いたい。

記

1 改正の趣旨

今般の医療制度改革において、医療保険者にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられ、平成19年4月、厚生労働省健康局において、健診・保健指導の基本的な在り方について、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」をとりまとめたことを踏まえ、健康増進事業実施者が行う健康診査等に共通する内容について、指針の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の内容を追加

壮年期においては、複数の健康増進事業実施者が健康診査等を実施していることを踏まえ、複数の健康診査等に共通する心疾患の発症予防等のための項目（メタボリックシンドロームの診断基準に拠る）について記載する。

(2) 精度管理について具体的な方法等を追加

健康診査における検査結果の正確性を確保するため、健康診査を実施する際の内部精度管理として標準物質を用いること、検査値の精度等が保証されたものとなるようにするため、外部精度管理の実施に努めることについて記載する。

(3) 具体的な例示の追加などの規定の整備

地域・職域の連携の推進に当たり協議会等を設置する目的の例として、保健指導の実施に関する委託先についての情報の共有を行うことを追加するなどの規定の整備を行う。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件
（総務六一〇、六一一）
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務五一三）
- 日本国に帰化を許可する件
（同五一四）
- 外交関係に関するウィーン条約へのモルディブ共和国の加入に関する件
（外務五九二）
- ナミビア放送公社番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とナミビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五九三）
- 国際特許分項に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定へのアルゼンチン共和国の加入に関する件（同五九四）
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約へのガイアナ協同共和国の加入に関する件（同五九五）

- 原子力の規制及び原子力安全の研究開発の分野における協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文の有効期間の延長に関する書簡の交換に関する件
（同五九六）
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働三四八）
- 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件（同三四九）
- 保安林の指定を解除する件
（農林水産一三三五～一三三七）
- 保安林の指定施業要件を変更する件
（同一三三八～一三四六）
- 生糸の輸入に係る調整等に関する法律第十条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を定めた件
（同二三四七）
- 名古屋飛行場の施設変更許可申請があった件（国土交通一四四三）
- 動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件（同一四四四）
- 軽自動車検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日についての届出があった件（同一四四五）
- 昭和五十六年建設省告示第九百九十号の一部を改正する件（同一四四六）
- 自動車専用道路を指定する件
（関東地方整備局三三五）
- 道路に関する件
（四国地方整備局八三、八四）

- （国会事項）
- （人事異動）
- 外務省 文部科学省 環境省
（皇室事項）
- （官庁報告）
- 官庁事項
- 関東地方整備局公示（関東地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
- 法 務
刑事補償法による補償決定の公示
（広島地方裁判所）
- 労 働
最低賃金の改正決定に関する公示
（北海道労働局最低賃金公示三、五、
兵庫同六、七、岡山同三、四）
- 公 聴 会
電波監理審議会の見解の聴取について
（電波監理審議会）
名古屋飛行場の施設変更に関する公聴会（国土交通省）
- （公 告）
- 諸事項
- 官庁
信託受益権販売業者営業保証金取戻し、証券無効関係

- 裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
共済組合定款の一部変更（裁判所・
国家公務員共済組合連合会職員）関
係
会社その他

住所 東京都港区高輪台1丁目1番9-402号
内務省 昭和54年1月5日生
住所 東京都港区今戸2丁目26番7号
高橋 昭和54年7月14日生
住所 東京都港区山手1丁目14番32号
ア・ベリフ・ムニョス・サ・シガキ 昭和38年6月29日生
住所 島根県出雲市大社町竹崎西1687番地1
丁 嘉郎 昭和54年12月30日生
住所 下松 平成19年1月12日生
住所 徳島市神奈川郡大寺2丁目37番25号
泰盛 昭和57年9月16日生
住所 徳島市神奈川郡和町716番地3
道正 昭和49年2月1日生
住所 徳島市神奈川郡大寺4丁目7番37号
九郎 昭和38年2月9日生
住所 徳島市西区南町5番地2
金次 昭和40年1月2日生
住所 徳島市神奈川郡羽原南3丁目2番6号
幸雄 昭和59年8月27日生
住所 徳島市神奈川郡大寺2丁目8番53号
カウチア・ア・ア・ヘル・ミヤシロ 昭和40年3月2日生
住所 神奈川県平塚市下島164番地
タシ・キムロー 昭和52年12月11日生
住所 神奈川県相模原市東大田2丁目1番6号
隆成 昭和51年8月11日生
住所 神奈川県相模原市東大田2丁目1番24号
シエウ・リハート・アハース 平成11年10月12日生
シエウ・アハーン・アハース 平成13年7月13日生
住所 徳島市神奈川郡大寺15番7番地
嘉郎 昭和45年8月14日生
住所 徳島市神奈川郡大寺2丁目24番13号
嘉郎 昭和39年2月1日生
住所 徳島市神奈川郡大寺3丁目9番3号
嘉郎 昭和39年4月6日生
住所 安房 昭和31年12月26日生
嘉郎 平成2年2月15日生
嘉郎 平成4年1月15日生
○外務省告示第五百九十一号
モルディブ共和国政府は、昭和三十六年四月十八日にウィーンで作成された「外交関係に関するウィーン条約」の加入書を平成十九年九月十七日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約

は、その第五十一条(2)の規定に従い、平成十九年十月十七日にモルディブ共和国について効力を生じた。
(平成十九年九月十八日付け国際連合事務総長寄附)
平成十九年十月二十九日
外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第五百九十三号
平成十九年十月十六日に東京で、ナミビア放送公社番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の寄附の交換がナミビア共和国政府との間に行われた。

1. 援助の目的及び内容 ナミビア放送公社番組ソフト整備計画を実施するために必要な
- (a) 番組ソフト及びその調達に必要な役務の供与
- (b) 前記(a)の番組ソフトの輸送に必要な役務の供与
2. 贈与の限度額 四千九百二十万円
3. 贈与の使用期限 平成二十年三月三十一日まで
4. 署名者
日本側 古屋昭彦在ナミビア大使
ナミビア側 マルコ・ハウシク外務大臣
平成十九年十月二十九日
外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第五百九十四号
アルゼンチン共和国政府は、「国際特許分類に関する一九七一年三月二十四日のストラスブール協定」の加入書を平成十九年九月十三日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成二十年九月十三日にアルゼンチン共和国について効力を生ずる。
(平成十九年九月十三日付け世界知的所有権機関事務局長回章)
平成十九年十月二十九日
外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第五百九十五号
ガイアナ協同共和国政府は、平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の加入書を平成十九年九月十二日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成十九年十二月十一日にガイアナ協同共和国について効力を生ずる。
(平成十九年九月十三日付け国際連合事務総長寄附)
平成十九年十月二十九日
外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第五百九十六号
平成十九年十月十二日にワシントンで、原子力の規制及び原子力安全の研究開発の分野における協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文の有効期間の延長に関する次の寄附の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。
平成十九年十月二十九日
外務大臣 高村 正彦

(日本側寄附)
寄附をもつて野上いたします。本使は、原子力の規制及び原子力安全の研究開発の分野における日本国とアメリカ合衆国との間の協力に關し日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光榮を有します。
本使は、前記の分野において、両政府の間に存在する相互に有益な関係を考慮し、千九百九十七年十月十五日にワシントンにおいて交わされ、二十年十月十日に両政府間で交換された寄附によつて延長された日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の台意を構成する交換公文を、同交換公文6の規定に従つて、二千七百十七年十月十五日から更に五年間延長することを日本国政府に代つて提案する光榮を有します。

本使は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとつて受諾し得るものであるときは、この寄附及び閣下の返函が両政府間の台意を構成し、その台意が閣下の返函の日付の日効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
二千七百十七年十月十二日にワシントンで
アメリカ合衆国駐在
日本国特命全權大使に代わる 加藤元彦
アメリカ合衆国國務長官
コンドリーザ・ライス閣下
(米国側寄附)

(記文)
書簡をもつて野上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の寄附を受領したことを確認する光榮を有します。
(日本側寄附)
本長官は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとつて受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代つて確認するとともに、閣下

の寄附及びこの返函が両政府間の台意を構成し、その台意がこの返函の日付の日効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。
本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
二千七百十七年十月十二日にワシントンで
アメリカ合衆国國務長官に代わる
パトリシア・A・マクネー
アメリカ合衆国駐在
日本国特命全權大使 加藤元彦閣下
○厚生労働省告示第三百四十八号
薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)第二条第九項及び第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省告示第二百九号)の一部を次のように改正する。
平成十九年十月二十九日
厚生労働大臣 外務 要一

別表第1中4を5とし、3の次に次のように加える。
4. 次に掲げる動物の肉及び骨の調製製品
(1) ア・ワン生調製
別表第2中1から5までを(1)から6までとし、
「次に掲げる動物の肉及び骨の調製製品(生調製製品を除く)」を「次に掲げる動物の肉及び骨の調製製品(生調製製品を除く)及び生調製製品」に改める。
別表第2に次のように加える。
2. 次に掲げる動物の肉及び骨の調製製品
(1) ア・ワン生調製

○厚生労働省告示第三百四十九号
健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第九條第一項の規定に基づき、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成十六年厚生労働省告示第二百四十二号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成十九年十月二十九日
厚生労働大臣 外務 要一

第一を次のように改める。
第一 基本的な考え方
健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげることに、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導(運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。)等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

第一 基本的な考え方
健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげることに、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導(運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。)等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

第一 基本的な考え方
健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげることに、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導(運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。)等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針 新旧対照条文
健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第二百四十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第 基本的な考え方 健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導（運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。）等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。 現在、健康診査、その結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導等は、健康増進法第六条に掲げる各法律に基づいた制度において各健康増進事業実施者により行われているが、次のような現状にある。 1 制度間で健康診査における検査項目、検査方法等が異なる場合がある。 2 精度管理が適切に行われていないため、検査結果の比較が困難である。 3 健康診査の結果が、受診者に対する栄養指導その他の保健指導、必要な者に対する再検査、精密検査及び治療のための受診並びに健康の自己管理に必ずしもつながっていない。 4 健康診査の結果を踏まえた集団に対する健康課題の明確化及びそれに基づく栄養指導その他の保健指導が十分でない。	第 基本的な考え方 健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること及び健康診査結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導（運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、疾病の予防及び進行の防止並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。 現在、健康診査及びその結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導は、健康増進法第六条に掲げる各法律に基づいた制度において各健康増進事業実施者により行われているが、次のような現状にある。 1 制度間で健康診査における検査項目、検査方法等が異なる場合がある。 2 精度管理が適切に行われていないため、検査結果の比較が困難である。 3 健康診査の結果が、受診者に対する栄養指導その他の保健指導及び健康の自己管理に必ずしもつながっていない。 4 健康診査の結果を踏まえた集団に対する健康課題の明確化及びそれに基づく栄養指導その他の保健指導が十分でない。

5 健康診査の結果等（栄養指導その他の保健指導の内容を含む。
以下同じ。）が各健康増進事業実施者間で継続されず、有効に活用されていない。

6 健康診査の結果等に関する個人情報保護について必ずしも十分でない。

また、このような状況の中、平成十七年四月に、メタボリックシンドロームの我が国における定義及び診断基準が日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本肥満学会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血栓止血学会及び日本内科学会から構成されるメタボリックシンドローム診断基準検討委員会において策定された。この定義及び診断基準においては、内臓脂肪の蓄積に着目し、健康診査の結果を踏まえた効果的な栄養指導その他の保健指導を行うことにより、過栄養により生じる複数の病態を効率良く予防し、心血管疾患等の発症予防に繋げることが大きな目標とされた。

このため、この指針においては、各健康増進事業実施者により適切な健康増進事業が実施されるよう、健康診査の実施、健康診査の結果の通知、その結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導の実施等、健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方及び個人情報取扱いについて、各制度に共通する基本的な事項を定めることとする。

各健康増進事業実施者は、健康診査の実施等に当たり、個人情報の保護等について最大限に配慮するとともに、以下に定める事項を基本的な方向として、国民の健康増進に向けた自主的な取組を進めるよう努めるものとする。

なお、この指針は、必要に応じ、適宜見直すものとする。

5 健康診査の結果等（栄養指導その他の保健指導の内容を含む。
以下同じ。）が各健康増進事業実施者間で継続されず、有効に活用されていない。

6 健康診査の結果等に関する個人情報保護について必ずしも十分でない。

このため、この指針においては、各健康増進事業実施者により適切な健康増進事業が実施されるよう、健康診査の実施、健康診査の結果の通知等、健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方及び個人情報取扱いについて、各制度に共通する基本的な事項を定めることとし、各健康増進事業実施者は以下に定める事項を基本的な方向として、国民の健康増進に向けた自主的な取組を進めるよう努めること。

また、健康増進事業実施者は、健康診査の実施等に当たり、個人情報の保護等について最大限に配慮すること。

なお、この指針は、必要に応じ、適宜見直すものとする。

第二 健康診査の実施に関する事項

健康診査の在り方

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の対象者に対して、その目的、意義及び実施内容について十分な周知を図り、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康診査の実施等により対象者が自らの健康状態を把握し、もって生涯にわたる健康の増進に資するように努め、未受診者に対して受診を促すよう特に配慮すること。例えば、壮年期においては、内臓脂肪の蓄積を共通の要因として、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧の状態が重複した場合に、心血管疾患等の発症可能性が高まることから、これらの発症及び重症化の予防に資するものとする。また、その際は、身長、体重及び腹囲の検査、血圧の測定、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査並びに血糖検査を健康診査における検査項目に含むものとする。

- 2 健康増進事業実施者は、生涯にわたる健康の増進の観点等から、健康診査の実施について、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、他の制度で健康診査が実施された場合の対応等、各制度間及び制度内の整合性を取るために必要な相互の連携を図ること。

- 3 健康増進事業実施者は、関係法令を踏まえ、健康診査における検査項目及び検査方法に関し、科学的知見の蓄積等を踏まえて、必要な見直しを行うこと。

- 4 健康増進事業実施者は、各制度の目的を踏まえつつ、健康診査における検査項目及び検査方法を設定又は見直す場合、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康課題

第二 健康診査の実施に関する事項

健康診査の在り方

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の対象者に対して、その目的、意義及び実施内容について十分な周知を図り、健康診査の実施等により対象者が自らの健康状態を把握し、もって生涯にわたる健康の増進に資するように努め、未受診者に対して受診を促すよう特に配慮すること。

- 2 健康増進事業実施者は、生涯にわたる健康の増進の観点等から、健康診査の実施について、ライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、他の制度で健康診査が実施された場合の対応等、各制度間及び制度内の整合性を取るために必要な相互の連携を図ること。

- 3 健康増進事業実施者は、関係法令を踏まえ、健康診査における検査項目及び検査方法に関し、科学的知見の蓄積等を踏まえて、必要な見直しを行うこと。

- 4 健康増進事業実施者は、各制度の目的を踏まえつつ、健康診査における検査項目及び検査方法を設定又は見直す場合、ライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮するとともに、科学

に対して配慮するとともに、科学的知見の蓄積等を踏まえて、疾病の予防及び発見に係る有効性等について検討すること。

5 健康増進事業実施者は、健康診査の検査項目について受診者にあらかじめ周知するとともに、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、受診者が希望しない検査項目がある場合、その意思を尊重すること。また、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、特に個人情報保護等について最大限に配慮することが望ましい検査項目があるときには、あらかじめ当該検査項目の実施等につき受診者の同意を得ること。

二 健康診査の精度管理

1 健康増進事業実施者は、健康診査の精度管理（健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）が生涯にわたる個人の健康管理の基盤として重要であることにかんがみ、健康診査における検査結果の正確性を確保するとともに、検査を実施する者や精度管理を実施する者が異なる場合においても、受診者が検査結果を正確に比較できるようにすること。また、必要のない再検査及び精密検査を減らす等必要な措置を講じることにより健康診査の質の向上を図ること。

2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理（健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。）及び外部精度管理（健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。）を適切に実施するよう努めること。また、当該精度管理の実施状況を当該健康増進事業の対象者に周知するよう努めること。

3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する内部精度管理として、標準物質が存在する健診項目については当該健診項目に

的知見の蓄積等を踏まえて、疾病の予防及び発見に係る有効性等について検討すること。

5 健康増進事業実施者は、健康診査の検査項目について受診者にあらかじめ周知するとともに、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、受診者が希望しない検査項目がある場合、その意思を尊重すること。また、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、特に個人情報保護等について最大限に配慮することが望ましい検査項目があるときには、あらかじめ当該検査項目の実施等につき受診者の同意を得ること。

二 健康診査の精度管理

1 健康増進事業実施者は、健康診査の精度管理（健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）が生涯にわたる個人の健康管理の基盤として重要であることにかんがみ、健康診査における検査結果の正確性を確保するとともに、検査を実施する者や精度管理を実施する者が異なる場合においても、受診者が検査結果を正確に比較できるようにすること。また、必要のない再検査及び精密検査を減らす等必要な措置を講じることにより健康診査の質の向上を図ること。

2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理（健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。）及び外部精度管理（健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。）を適切に実施するよう努めること。また、当該精度管理の実施状況を当該健康増進事業の対象者に周知するよう努めること。

3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する内部精度管理として、次に掲げる事項を考慮した規程を作成する等適切な措置

係る標準物質を用いるとともに、次に掲げる事項を考慮した規程を作成する等適切な措置を講じるよう努めること。

(一) 健康診査の実施の管理者の配置等管理体制に関する事項

(二) 健康診査の実施の手順に関する事項

(三) 健康診査の安全性の確保に関する事項

(四) 検査方法、検査結果の基準値、判定基準等検査結果の取扱いに関する事項

(五) 検体の採取条件、検体の保存条件、検体の提出条件等検査の実施に関する事項

(六) 検査用機械器具、試薬、標準物質等の管理について記録すること及びその記録を保存することに関する事項

(七) 検査結果の保存及び管理に関する事項

4 健康増進事業実施者は、検査値の精度等が保証されたものとなるよう健康診査に関する外部精度管理として、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健康診査について必要な外部精度管理の実施に努めること。

5 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。

6 健康増進事業実施者は、研修の実施等により健康診査を実施する者の知識及び技能の向上を図るよう努めること。

を講じるよう努めること。

(一) 健康診査の実施の管理者の配置等管理体制に関する事項

(二) 健康診査の実施の手順に関する事項

(三) 健康診査の安全性の確保に関する事項

(四) 検査方法、検査結果の基準値、判定基準等検査結果の取扱いに関する事項

(五) 検体の採取条件、検体の保存条件、検体の提出条件等検査の実施に関する事項

(六) 検査用機械器具、試薬、標準物質等の管理について記録すること及びその記録を保存することに関する事項

(七) 検査結果の保存及び管理に関する事項

4 健康増進事業実施者は、健康診査に関する外部精度管理として、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健康診査について必要な外部精度管理を実施するよう努めること。

5 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。

6 健康増進事業実施者は、研修の実施等により健康診査を実施する者の知識及び技能の向上を図るよう努めること。

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の実施後できる限り速やかに受診者に健康診査の結果を通知すること。
- 2 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を本人に通知することにとどまらず、その結果に基づき、必要な者には、再検査、精密検査及び治療のための受診の勧奨を行うとともに、疾病の発症及び重症化の予防又は生活習慣の改善のために栄養指導その他の保健指導を実施すること。栄養指導その他の保健指導の内容には、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善を含む健康増進に関する事項、疾病を理解するための情報の提供を含むこと。
- 3 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施に当たっては、健康診査の結果（過去のものを含む）、健康診査の受診者の発育・発達の状況、生活状況、就労状況、生活習慣等を十分に把握し、生活習慣の改善に向けての行動変容の方法を本人が選択できるよう配慮するとともに、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた内容とすること。例えば、壮年期においては、内臓脂肪の蓄積を共通の要因として、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧の状態が重複した場合に、心血管疾患等の発症可能性が高まることから、これらの発症及び重症化の予防の効果を高めるため、栄養指導その他の保健指導は、健康診査の結果から対象者本人が身体状況を理解し、生活習慣の改善の必要性を認識し、行動目標を自らが設定し実行できるよう、個人の行動変容を促すものとする。また、栄養指導その他の保健指導は、個人又は集団を対象として行う方法があり、それぞれの特

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の実施後できる限り速やかに受診者に健康診査の結果を通知すること。
- 2 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を本人に通知することにとどまらず、その結果に基づき、疾病の予防又は生活習慣の改善のために栄養指導その他の保健指導を実施すること。栄養指導その他の保健指導の内容には、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善を含む健康増進に関する事項、疾病を理解するための情報の提供、再検査、精密検査及び治療のための受診の勧奨を含むこと。
- 3 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施に当たっては、健康診査の結果（過去のものを含む）、健康診査の受診者の発育・発達の状況、生活状況、就労状況、生活習慣等を十分に把握し、生活習慣の改善に向けての行動変容の方法を本人が選択できるよう配慮すること。栄養指導その他の保健指導は、個人又は集団を対象として行う方法があり、それぞれの特性を踏まえ、適切に組み合わせる実施すること。個人に対して、栄養指導その他の保健指導を行う際は、その内容の記録を本人へ提供するように努めること。また、健康診査の受診者の勤務形態に配慮した上で栄養指導その他の保健指導の時間を確保する等栄養指導その他の保健指導を受けやすい環境づくりに配慮すること。

性を踏まえ、適切に組み合わせる実施すること。個人に対して、栄養指導その他の保健指導を行う際は、その内容の記録を本人へ提供するよう努めること。また、健康診査の受診者の勤務形態に配慮した上で栄養指導その他の保健指導の時間を確保する等栄養指導その他の保健指導を受けやすい環境づくりに配慮すること。

4 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を通知する際に適切な栄養指導その他の保健指導ができるように、その実施体制の整備を図ること。さらに受診者の求めに応じ、検査項目に関する情報、健康診査の結果、専門的知識に基づく助言その他の健康の増進に向けて必要な情報について提供又は受診者の相談に応じることができるように必要な措置を講じること。

5 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導に従事する者に対する研修の実施、栄養指導その他の保健指導の評価に努めること等により栄養指導その他の保健指導の質の向上を図ること。

6 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先が栄養指導その他の保健指導を適切に行っているかについて、報告を求める等委託先に対して適切な管理を行うこと。

7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、介護予防及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携（以下「地域・職域の連携」という。）を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報（以下「健診結果等情報」という。）の継続、栄養指導その他の保健指導の実施の委託先に関する情報の共有など健康診査の

4 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を通知する際に適切な栄養指導その他の保健指導ができるように、その実施体制の整備を図ること。さらに受診者の求めに応じ、検査項目に関する情報、健康診査の結果、専門的知識に基づく助言その他の健康の増進に向けて必要な情報について提供又は受診者の相談に応じることができるように必要な措置を講じること。

5 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導に従事する者に対する研修の実施、栄養指導その他の保健指導の評価に努めること等により栄養指導その他の保健指導の質の向上を図ること。

6 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先が栄養指導その他の保健指導を適切に行っているかについて、報告を求める等委託先に対して適切な管理を行うこと。

7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、老人保健及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携（以下「地域・職域の連携」という。）を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報（以下「健診結果等情報」という。）の継続、健康診査の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業

実施、栄養指導その他の保健指導の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位（保健所の所管区域等）においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

(一) 都道府県単位

イ 情報の交換及び分析

ロ 都道府県における健康課題の明確化

ハ 各種事業の共同実施及び連携

ニ 研修会の共同実施

ホ 各種施設等の相互活用

ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

(二) 地域単位

イ 情報の交換及び分析

ロ 地域における健康課題の明確化

ハ 保健事業の共同実施及び相互活用

ニ 健康教育等への講師派遣

ホ 個別の事例での連携

ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位（保健所の所管区域等）においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

(一) 都道府県単位

イ 情報の交換及び分析

ロ 都道府県における健康課題の明確化

ハ 各種事業の共同実施及び連携

ニ 研修会の共同実施

ホ 各種施設等の相互活用

ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

(二) 地域単位

イ 情報の交換及び分析

ロ 地域における健康課題の明確化

ハ 保健事業の共同実施及び相互活用

ニ 健康教育等への講師派遣

ホ 個別の事例での連携

ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

第四 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

1 健康増進事業実施者においては、健診結果等情報を継続させていくことが受診者の健康の自己管理に役立ち、疾病の発症及び重症化の予防の観点から重要であり、生涯にわたる健康の増進に重要な役割を果たすことを認識し、健康増進事業の実施に当たっては、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第十一條第一項の趣旨を踏まえて制定される条例等（以下「個人情報保護法令」という。）を遵守しつつ、健診結果等情報を継続させるために必要な措置を講じることが望ましいこと。例えば、健康増進法第六條に掲げる各法律に基づいた制度間において、法令上、健康診査の結果の写しの提供が予定されている場合には、健康診査の結果を標準的な電磁的記録の形式により提供しよう努めること、又は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合には、委託先に対して標準的な電磁的記録の形式による健康診査の結果の提出を要請するよう努めること。

2 生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結果等情報は、健康診査の結果、栄養指導その他の保健指導の内容、既往歴（アレルギー歴を含む）、主要な服薬歴、予防接種の種類、接種時期等の記録、輸血歴等であること。

3 健診結果等情報の継続は、健康手帳等を活用することにより、

第四 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

1 健康増進事業実施者においては、健診結果等情報を継続させていくことが受診者の健康の自己管理に役立ち、疾病の予防及び疾病の進行の防止の観点から重要であり、生涯にわたる健康の増進に重要な役割を果たすことを認識し、健康増進事業の実施に当たっては、健診結果等情報を継続させるために必要な措置を講じることが望ましいこと。

2 生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結果等情報は、健康診査の結果、栄養指導その他の保健指導の内容、既往歴（アレルギー歴を含む）、主要な服薬歴、予防接種の種類、接種時期等の記録、輸血歴等であること。

3 健診結果等情報の継続は、健康手帳等を活用することにより、

健康の自己管理の観点から本人が主体となつて行うことを原則とすること。この場合、将来的には統一された生涯にわたる健康手帳の交付等により、健診結果等情報を継続することが望まれること。一方、各制度の下で交付されている既存の健康手帳等はその目的、記載項目等が異なり、また、健康手帳等に本人以外の個人情報が含まれる場合等があるなど、既存の健康手帳等を統一し生涯にわたる健康手帳等とする場合に留意しなければならない事項があることから、まずは健康増進事業実施者が各制度の下において既に交付し又は今後交付する健康手帳等を活用することにより、健診結果等情報の継続を図っていくこととすること。

4 生涯にわたり健診結果等情報を継続させるための健康手帳等は、ライフステージ及び性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、その内容として、健康診査の結果の記録に係る項目、生活習慣に関する記録に係る項目、健康の増進に向けた自主的な取組に係る項目、受診した医療機関等の記録に係る項目、健康の増進に向けて必要な情報及び知識に係る項目等が含まれることが望ましいこと。また、その様式等としては、記載が容易であること、保管性及び携帯性に優れていること等について工夫されたものであることが望ましいこと。

5 健康増進事業実施者は、健診結果等情報の継続のため、次に掲げる事項を実施するよう努めること。

(一) 健診結果等情報を継続して健康管理に役立たせていくように本人に働きかけること。

(二) 職場、住所等を異動する際に、本人が希望する場合に、異動元の健康増進事業実施者が一定期間保存及び管理している健康診査の結果を本人に提供するとともに異動先の健康増

健康の自己管理の観点から本人が主体となつて行うことを原則とすること。この場合、将来的には統一された生涯にわたる健康手帳の交付等により、健診結果等情報を継続することが望まれること。一方、各制度の下で交付されている既存の健康手帳等はその目的、記載項目等が異なり、また、健康手帳等に本人以外の個人情報が含まれる場合等があるなど、既存の健康手帳等を統一し生涯にわたる健康手帳等とする場合に留意しなければならない事項があることから、まずは健康増進事業実施者が各制度の下において既に交付し又は今後交付する健康手帳等を活用することにより、健診結果等情報の継続を図っていくこととすること。

4 生涯にわたり健診結果等情報を継続させるための健康手帳等は、ライフステージ及び性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、その内容として、健康診査の結果の記録に係る項目、生活習慣に関する記録に係る項目、健康の増進に向けた自主的な取組に係る項目、受診した医療機関等の記録に係る項目、健康の増進に向けて必要な情報及び知識に係る項目等が含まれることが望ましいこと。また、その様式等としては、記載が容易であること、保管性及び携帯性に優れていること等について工夫されたものであることが望ましいこと。

5 健康増進事業実施者は、健診結果等情報の継続のため、次に掲げる事項を実施するよう努めること。

(一) 健診結果等情報を継続して健康管理に役立たせていくように本人に働きかけること。

(二) 職場、住所等を異動する際に、本人が希望する場合に、異動元の健康増進事業実施者が一定期間保存及び管理している健康診査の結果を本人に提供するとともに異動先の健康増

進事業実施者に同情報を提供するように本人に対し勧奨し、又は、個人情報保護法令により必要な場合には本人の同意を得た上で、異動先の健康増進事業実施者に健診結果等情報を直接提供する等健診結果等情報を継続するために必要な工夫を図ること。

第五

健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項

1 健康増進事業実施者は、健康診査の結果等に関する個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報保護法令を遵守すること。

2 取り扱う個人情報の量等により個人情報保護法令の規制対象となっていない健康増進事業実施者においても、健康診査の結果等に関する個人情報については特に厳格に取扱われるべき性質のものであることから、個人情報保護法令の目的に沿うよう努めること。

3 健康増進事業実施者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、守秘義務規程の整備、個人情報の保護及び管理を行う責任者の設置、従業者への教育研修の実施、苦情受付窓口の設置、不正な情報入手の防止等の措置を講じるよう努めること。

4 健康増進事業実施者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督として、委託契約の内容に記載する等により、委託を受けた者に前号に

進事業実施者に同情報を提供するように本人に対し勧奨し、又は、本人の同意を前提として、異動先の健康増進事業実施者に健診結果等情報を直接提供する等健康結果等情報を継続するために必要な工夫を図ること。

第五

健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項

1 健康増進事業実施者は、健康診査の結果等に関する個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、利用目的の特定、利用目的による制限、第三者提供の制限等個人情報の保護を規定した法令（以下「法令」という。）を遵守すること。

2 取り扱う個人情報の量等により法令の規制対象となっていない健康増進事業実施者においても、健康診査の結果等に関する個人情報については特に厳格に取扱われるべき性質のものであることから、法令の目的に沿うよう努めること。

3 健康増進事業実施者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、守秘義務規程の整備、個人情報の保護及び管理を行う責任者の設置、従業者への教育研修の実施、苦情受付窓口の設置、不正な情報入手の防止等の措置を講じるよう努めること。

4 健康増進事業実施者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督として、委託契約の内容に記載する等により、委託を受けた者に前号に

規定する措置を講じさせること。

5 健康増進事業実施者は、前号までに掲げた内容を含む個人情報の取扱いに係る方針を策定、公表及び実施し、必要に応じ見直し及び改善を行っていくよう努めること。

6 健康増進事業実施者が、個人情報保護法令に従いその取扱う個人情報等を公衆衛生の向上を目的として行う疫学研究のために研究者等に提供する場合、あらかじめ当該研究者等に対して、関係する指針を遵守する等適切な対応をすることを確認すること。

規定する措置を講じさせること。

5 健康増進事業実施者は、前号までに掲げた内容を含む個人情報の取扱いに係る方針を策定、公表及び実施し、必要に応じ見直し及び改善を行っていくよう努めること。

6 健康増進事業実施者が、法令等に従いその取扱う個人情報を公衆衛生の向上を目的として行う疫学研究のために研究者等に提供する場合、あらかじめ当該研究者等に対して、関係する指針を遵守する等適切な対応をすることを確認すること。